



まもろうネットニュース第25号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和5年1月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）



電気通信サービスに関する消費者保護ルールが強化されました！

電気通信事業法施行規則改正

電気通信事業法施行規則の改正で、電気通信サービスの電話勧誘における説明の厳格化など消費者保護ルールが強化され、2022年7月1日から施行されました。

「光回線の料金が安くなると言われて契約したのに高くなった」「勝手にオプションがつけられていた」「解約しようとしたら高額な違約金を請求された」といった苦情に対し、次の3点で消費者保護が強化されました。

①電話勧誘の際に利用者が電話などでの説明を自ら希望した場合を除き、 書面を交付して説明することを義務化

〈電話勧誘における契約までの流れ（典型例として想定されるもの）〉

(1) 電話勧誘によりサービス内容を口頭で説明。



(2) 利用者が関心を示した場合、利用者の了解を得て利用者宅に書面を送付。



(3) 利用者の元に書面が到着後、改めて事業者が電話をかけ、利用者が書面を見ていることを確認しつつサービスの提供条件の概要を説明。



(4) 利用者がその提供条件に納得した場合、契約。

②電話オペレーターの十分な配置やウェブ解約などで遅延なく解約できるようにすることを義務化

③解約に伴う違約金上限を月額利用料相当までに制限



トラブル防止のため、電気通信サービスの電話勧誘があったときは、サービス提供条件の概要について書面を見ながら説明を受けて、納得してから契約するかどうか決めましょう。



対応や判断に不安・お困りの時、不審に思った場合、トラブルに遭った場合は
登別市役所内：登別市消費生活センター（☎85-3491）までお気軽にご連絡ください！

※裏面もお読みください

見守り 新鮮情報

事例1

足を置くだけで、**振動**により足腰の筋肉が鍛えられる、という**運動器具**を通信販売で購入した。使用したところ、10分も経たずに**頭が痛く**なり気分も悪くなった。
(80歳代 女性)

事例2

テレビショッピングで、**通電**して筋肉に刺激を与える**運動器具**を購入した。使ったところ足首が痛くなるなど**体調が悪く**なった。説明書を読むと、糖尿病などの**持病**がある人は**使用しない**ようにと書かれていた。私には糖尿病があるため、使えない商品だった。
(80歳代 女性)



©Kurosaki Gen

家庭用フィットネス器具 楽そうに見えても身体に負担

ひとこと助言

健康状態を
考慮して



見守るくん

- 足を置くだけで振動や電氣的刺激で足腰の筋肉が鍛えられる、という家庭用フィットネス器具を通信販売などでよく目にしますが、楽なように見えても、身体に負担がかかることを理解しておきましょう。自身の健康状態や既往症などを考慮し、購入について慎重に判断することが大切です。
- テレビショッピングなどの通信販売や店舗購入では、クーリング・オフができません。不明な点は購入前に販売店などに必ず確認しましょう。
- 間違った使い方により体調を崩すこともあります。取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。
- 体調に合わせて無理のない程度に使用し、異常を感じたらすぐに使用をやめましょう。体調不良が続くときは医療機関を受診しましょう。